

(様式 1)



所 商 第 2 6 1 号
平成 3 0 年 1 1 月 2 8 日

所沢市監査委員	竹山	登	様
同	能登	則之	様
同	杉田	忠彦	様
同	松本	明信	様

所沢市長 藤本 正人

監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 3 0 年 3 月 3 0 日付け所監第 7 4 号で報告のあった監査の結果について、
別紙のとおり、措置を講じましたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定に
より通知します。

監査の結果に基づく措置

部・課名 等	産業経済部商業観光課
〔監査結果（指摘事項）の内容〕 （１）資金管理と会計処理について 所沢市観光協会は、小口現金の運用を行っているが、平成２７年度決算時において、預金通帳に記帳しないまま金額の確定をしたため、平成２８年度繰越額に計上されていなかった。 また、小口現金の出納簿はなく、預金通帳の出納簿については収支内容のみが記帳され、帳簿上で残高を確認することはできない。 出納簿は、収支の状況や金銭の使途を明らかにし、預金通帳や現金との整合を図ることで、事故等の未然防止や早期発見及び早期対応等、会計処理の正確性が確保されるものである。 このことから、速やかに出納簿を整備するとともに、現金の取扱いについては細心の注意を払いつつ、チェック体制の強化に努めるよう、団体に対し指導されたい。	
〔講じた措置の内容〕 平成３０年度当初より「現金出納簿」及び「預金口座出納簿」を整備し、月例で事務局長による点検を実施するよう、所沢市観光協会に指導し、現在まで適正に処理されていることを確認しました。	